

川西市斎場指定管理者募集要項（案）

令和5年10月

川西市

美化衛生部 衛生管理課

川西市斎場指定管理者募集要項 目次

目 次	1
募集要項	4
1. 募集の目的	4
2. 施設の概要	4
3. 予定価格	4
4. 管理の基準	4
(1) 開場時間及び休場日	4
(2) 使用許可、使用許可の取消し及び入館の制限等	5
(3) 使用料金の減額または免除の基準	5
(4) 業務の再委託等	5
(5) 個人情報の取扱い及び守秘義務	5
(6) 情報公開	5
(7) 法令等の遵守	5
(8) 文書等の管理保存	5
(9) 備品	5
(10) 行政財産の目的外使用	6
(11) 障害者の自立支援の配慮	6
(12) 環境への配慮	6
(13) 賠償責任保険等への加入	6
(14) 危機管理体制の確立	6
(15) 事業報告書の提出	7
(16) 業務の引き継ぎ	7
(17) モニタリング及び評価	7
(18) その他	7
5. 指定管理者が行う業務範囲	8
6. 指定期間	8
7. 利用料金制	8
8. 管理運営に要する経費の取り扱い	9
(1) 指定管理料	9
(2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額	9
(3) 指定管理料に含まれるもの	10
(4) 指定管理料の支払い	10
(5) 指定管理料の精算	10
(6) その他	10
9. 応募の資格	10

1 0 . 募集要項等の配布	11
(1) 配布期間	11
(2) 配布場所	11
1 1 . 現地説明会等	12
(1) 説明会	12
(2) 質問事項の受付及び回答	12
1 2 . 応募書類の受付	12
(1) 受付期間	12
(2) 提出方法	12
(3) 提出場所	12
(4) 提出書類	12
(5) 提出部数	15
(6) 応募にあたっての留意事項	15
1 3 . 選定の方法及び基準	16
(1) 審査方法	16
(2) 審査の手続き	16
(3) 審査における評価等	16
(4) 選定結果の通知	18
(5) その他	18
1 4 . 指定管理者の指定及び協定等	18
(1) 指定管理者の指定	18
(2) 協定の締結	18
(3) リスク分担の考え方	18
1 5 . その他の留意事項	18
(1) 業務の継続が困難になった場合等の措置	18
(2) 市への協力	19
1 6 . 管理開始までの主なスケジュール	19

別紙資料

別紙 1	備品一覧
別紙 2	リスク分担表
様式 1	川西市斎場指定管理者指定申請書
様式 2	団体概要書
様式 3 - 1	団体として施設を運営する理念及び基本方針について
様式 3 - 2	利用者サービスの向上について
様式 3 - 3	人材確保及び育成等について
様式 3 - 4	従業員の配置及び勤務体制について
様式 3 - 5	事業計画及び斎場運営について
様式 3 - 6	利用者への対応葬祭業者との連携について
様式 3 - 7	残骨灰の取り扱いについて
様式 3 - 8	事故防止・防犯・災害対策について
様式 3 - 9	施設の維持管理について
様式 3 - 10	事業収支計画について
様式 4 - 1	事業収支計画書（総括表）
様式 4 - 2	事業収支計画書（年度別）
様式 5 - 1	役員名簿（監査役含む）
様式 5 - 2	（団体名： ）の役員名簿の提出等に係る同意書
様式 5 - 3	川西市税納付状況確認同意書
様式 6	欠格事項に該当しない旨の申立書
様式 7	川西市斎場の指定管理者の募集に関する説明会参加申込書
様式 8	質問票

参考資料

参考資料 1	川西市斎場付近見取り図
参考資料 2	川西市斎場平面図（令和 5 年度現在）
参考資料 3	川西市斎場火葬炉更新工事完成平面図（平成 27 年度）
参考資料 4	斎場使用状況及び残骨灰処理量

川西市斎場指定管理者募集要項

1. 募集の目的

川西市斎場は、火葬及び告別式場施設の提供に関する業務を行うために設置しており、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応しつつ、安定的な市民サービスの提供と民間企業の経営手法等を取り入れることによる経費の縮減を図ることを目的に指定管理者制度を導入しています。

利用者の心情に沿った質の良いサービスを提供できる施設となるよう、熱意を持って管理運営に取り組んでいただける団体を募集します。

2. 施設の概要

名 称	川西市斎場（以下「斎場」という。）
所 在 地	川西市柳谷字鷹尾山柿木谷 10 番地の 1
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積	37,971.69 m ²
延床面積	1,180.70 m ²
施設内容	

火葬場棟

火葬炉 8 基（人体炉 7 基（うち汚物炉兼用 1 基）、動物炉 1 基）

【使用燃料 灯油】

炉前ホール、作業室（炉後）、斎場（告別室）、機械室、霊安室、告別室、技能員
控室

管 理 棟

エントランスホール、待合ホール、和室、応接室、事務室、給湯室、便所、2
階 管理人室

開設年 昭和 58 年

3. 予定価格

予定価格は、351,262,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。予定価格を超過した場合は失格とします。

4. 管理の基準

（1）開場時間及び休場日

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。ただし、火葬炉等使用のある場合は、業務が終了するまでとし、斎場の休場日は 1 月 1 日とする。

火葬炉の補修、点検又は整備、その他やむを得ない事由により、火葬業務を実施で

きない場合は、年間12日以内であれば、あらかじめ市長の承認を得て、受付業務のみとすることができる。また、動物火葬及び胞衣汚物の焼却は実施可能であれば随時行うこと。

(2) 使用許可、使用許可の取消し及び入館の制限等

使用の許可、使用の制限及び使用許可の取消しは、川西市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和58年川西市条例第9号。以下「条例」という。）第3条及び第4条に基づき公平かつ公正に行うこと。また、正当な理由がない限り、施設の使用を拒むことはできない。

(3) 使用料金の減額または免除の基準

指定管理者は、市長が定める基準（条例第6条第2項及び同施行規則第4条）により、使用料金を減額又は免除するものとする。

(4) 業務の再委託等

業務の全部又は主要な業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を委託し又は請け負わせる場合、事前に委託又は請負先及びその業務内容を本市と協議することとする。この場合に生ずる費用の負担、再委託業務の際に第三者に生じた損害への賠償等は、指定管理者が負う。また、委託及び請負の内容に変更が生じる場合は、事前に市と協議することとする。

(5) 個人情報の取扱い及び守秘義務

指定管理者は、この業務で知り得た個人情報を取扱う場合については、漏洩、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければなりません。斎場の業務の従事者又は従事していた者は、業務で知り得た個人情報を漏らしてはなりません。指定期間が終了した後も同様です。漏洩のあった場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する罰則が適用されます。

(6) 情報公開

指定管理者は、斎場の管理運営にかかる文書等を適正に管理し、指定期間の終了に際しては、市又は市が指定するものに対し、保管文書等を引き継いでください。

また、指定管理者は、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）の趣旨を踏まえ、斎場の管理運営に関する情報を公開してください。斎場の管理運営に関する文書で、市に提出されたものは市の行政文書として開示請求の対象となります。

(7) 法令等の遵守

関係法令等を遵守し、斎場の設置目的に沿った管理運営を行うものとします。

(8) 文書等の管理保存

指定管理者は、この業務を遂行するにあたり作成又は收受した書類等を適切に管理し、保存しなければなりません。

(9) 備品

市は、別紙1に記載する備品を指定管理者に無償貸与するものとします。

(1 0) 行政財産の目的外使用

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び川西市行政財産使用料徴収条例(昭和44年川西市条例第1号)の規定による行政財産の目的外使用許可については、市が行います。

現在、清涼飲料水自動販売機1台を待合ホールに設置許可しています。

(1 1) 障害者の自立支援の配慮

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の趣旨を十分に理解し、当該施設における障害者の雇用、働く場の確保について配慮することとします。

(1 2) 環境への配慮

火葬炉の運転において環境保全に配慮すること。また、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針(平成12年3月 火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会)」に基づき運転管理を行うこと。

川西市環境率先行動計画に基づき、燃料、電気、水道等の使用量の削減に向けた取り組みを行い、環境負荷の低減等、環境に配慮した斎場運営に取り組むこと。

(1 3) 賠償責任保険等への加入

管理者の賠償責任

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、民法第709条の規定により、指定管理者がその損害を賠償しなければなりません。

イ 国家賠償法第1条又は第2条の規定により、市が第三者に当該損害を賠償したときは、市から求償権を行使することがあります。

保険の加入

市においては、市が管理等する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故に備え、「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しております。同保険制度において、「市が所有する自治体施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行かせた場合には、その指定管理者を被保険者とみなします。」とされておりますが、下記の補償内容では不十分と判断した場合は、必要に応じて損害賠償保険に加入してください。

なお、指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は本保険の対象外となります。

現在、市が加入している損害賠償保険金限度額

身体賠償	1名につき	5,000万円
	1事故につき	5億円
財物賠償	1事故につき	1,000万円

(1 4) 危機管理体制の確立

災害時の初動対応は指定管理者が行います。市、警察、消防等と連携のもと対処し

てください。使用者及び従業員の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、そのためのマニュアルを作成し、従事者に周知する体制を構築してください。

(15) 事業報告書の提出

指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項に基づき事業報告書を作成して市へ提出するものとします。事業報告書の書式、提出時期等の詳細は、協定において定めるものとします。

(16) 業務の引き継ぎ

指定管理候補者は、指定期間開始時からの良好な管理を確保するため、市の指示により、指定期間の開始までに、事務引継及び各業務の習得を行うものとします。その際、指定管理候補者において発生する経費等については、指定管理候補者が負担するものとします。

また、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理を行えるように、適切な引継ぎを行うものとします。なお、当該引継ぎを行うにあたって、指定管理者に発生する経費等についても指定管理者の負担とします。

(17) モニタリング及び評価

指定管理者による施設の管理運営が提案書、協定書、仕様書、事業計画等に従い適切に実施されているか否かについて、本市が評価し、その結果を市民に公表するため、指定管理者は毎年度、管理運営業務のセルフモニタリング及び自己評価を行い、本市に報告してください。

(18) その他

指定管理者の業務遂行にあたって必要な免許、資格を有する者が団体の構成員または、それらの者を雇用していることが必要です。また、運営管理業務を実施するために必要な業務遂行体制を確保するとともに、労働基準法(昭和22年法律第49号)を遵守し、少なくとも以下の職員を配置してください。

ア 統括責任者

公共性及び斎場業務に関して見識を有するとともに、斎場全体の経営能力を備え、火葬業務経験の実績が3年以上ある者又はこれと同等の能力を有する者1名を配置してください。また、休暇取得などの場合は代替となる職員を配置し、常に責任者を欠くことのないよう留意すること。

イ 現場責任者

統括責任者が不在の際に代理を務める現場責任者を1名配置してください。現場責任者は公共性及び斎場業務に関して見識を有するとともに、斎場全体の経営能力を備え、火葬業務経験の実績が1年以上ある者とします。また、休暇取得などの場合は代替となる職員を配置し、責任者を欠くことのないよう留意すること。

ウ 施設管理者(斎場長)

斎場施設の使用許可等を行う施設管理者(斎場長)を1名配置してください。た

だし、統括責任者及び現場責任者と兼務することはできないものとします。

エ その他

統括責任者、現場責任者及び施設管理者（斎場長）は、指定管理者の正規職員とし、統括責任者、現場責任者及び施設管理者（斎場長）は本要項に定める業務の専任としてください。また、火葬業務に従事する職員を4名以上配置すること。この際、統括責任者及び現場責任者は火葬業務従事者に含むことができます。

斎場に係る国、兵庫県、川西市等が実施する各種調査・報告に対応していただくことが必要です。統計資料（施設利用状況に関する書類等）は、直ちに提出できるように整理してください。

勤務する従業者が当該施設内に通勤のため自動車を駐車する場合は、川西市公共施設内における通勤用等自動車の駐車に関する要綱に規定する駐車料金を市に納付する必要があります。（駐車料金は、月2,500円（令和5年4月1日現在）となっております。）

5．指定管理者が行う業務範囲

指定管理者が行う業務範囲については、以下のとおりとし、具体的な業務の内容は別添「仕様書」を参照してください。

人体の火葬に関する業務

胞衣汚物、手術肢体等の焼却に関する業務

動物の死体の火葬に関する業務

火葬場、告別式場及び和室（以下「斎場施設」という。）の使用許可に関する業務

斎場施設の使用制限に関する業務

斎場使用料、火葬及び分骨証明手数料の徴収及び減免に関する業務

斎場施設及び設備等の維持管理に関する業務

その他斎場の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

6．指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年

- 1 指定期間は議決事項であることから、市議会における指定の議決（令和5年12月予定）を経て、指定管理者として指定を受けた段階で確定します。
- 2 指定期間中であっても地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消すことがあります。

7．利用料金制

斎場では、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制は採用しません。し

たがって、使用料等収入はすべて市に帰属します。

なお、斎場窓口における使用料等の徴収事務につきましては、別途徴収事務委託契約を締結します。

8. 管理運営に要する経費の取り扱い

(1) 指定管理料

市は、施設の管理運営にかかる経費として指定管理料を指定管理者に支払うものとします。指定期間（5年間）の指定管理料は、351,262千円以内の額とします。この指定管理料には、消費税及び地方消費税を含みます。なお、指定管理料には次の経費は含まないものとし、これらは市が負担するものとします。

- ・50万円（税込）以上の施設、設備等修繕料

(2) 指定管理者へ支払う指定管理料の額

指定管理料は、指定管理者が申請時に提出した収支計画に記載された金額を参考に、市と指定管理者の間で協議し、締結する協定書に定めます。指定期間中の増額は原則として認めませんので、留意の上、事業計画書と収支計画書を立案してください。

なお、過去3年間の経費実績額（消費税及び地方消費税含む。）は以下のとおりです。

（単位：円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	人件費	33,285,192	33,285,192	33,285,192
	事務費			
	消耗品費	16,947	20,526	12,144
	火葬用消耗品	567,384	568,505	731,418
	役務費（通信運搬費、手数料）	106,162	102,991	103,367
	使用料及び賃借料	43,805	43,291	43,465
	備品購入費	152,681	62,537	63,163
精算対象経費	燃料費	8,836,641	11,749,210	13,470,270
	光熱水費	5,130,090	5,320,464	6,280,823
	修繕料	693,616	453,150	863,443
その他管理費	その他管理費（設備保守管理及び業務委託料等）	7,449,108	9,417,758	7,501,428
合計		56,281,626	61,023,624	62,354,713

50万円（税込）以上の修繕料は含めていません。

(3) 指定管理料に含まれるもの

人件費（退職給付引当金を含む。）

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（50万円（税込）以上の修繕料除く。）

役務費（通信運搬費、手数料）

使用料及び賃借料

備品購入費

その他管理費

(4) 指定管理料の支払い

指定管理料の支払いは、市会計年度を基準として行い、支払期日、方法については、別途協定書で定めるものとします。

(5) 指定管理料の精算

経費は予算の範囲内で執行するものとし、原則として精算を行わないものとします。ただし、指定管理料のうち、燃料費、光熱水費、修繕料については余剰金が生じた場合は速やかに返還し、不足が生じた場合は協議の上補填を行います。

なお、1件10万円（税込）以上の修繕については、その都度、市と協議のうえ実施するものとします。

(6) その他

指定管理料は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。

ア 本市が斎場に現在備え付けてある物品は、指定管理者に無償で貸与します。

（別紙1「備品一覧」）

イ 指定期間中、必要な備品については、原則として本市の予算の範囲内で購入し、無償貸与します。消耗品については、指定管理者の負担とします。また、指定管理者が自らの業務のために必要と考える備品については、あらかじめ本市と協議したうえで、自己の負担により調達し、事業実施のために供することができます。

ウ 物品の使用に係る経費、補修費等は指定管理者の負担とします。

エ 本市の費用負担により調達した物品の所有権は本市の帰属とするものとし、指定管理料その他指定管理者の費用負担により調達した物品の所有権は指定管理者に帰属するものとします。それぞれの帰属が明確に区別できるよう、備品台帳を作成し管理してください。

9. 応募の資格

団体であること（法人格の有無は問わない。）

ア 複数の団体により構成されたグループで応募することもできます。グループで応募する場合は、グループの代表となる団体を定め、その団体が応募等の手続きを行ってください。

- イ グループの代表団体及び構成団体の変更、及びグループの解散は認めません。
- ウ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となって応募を行うこと及び単独で応募を行うことはできません。
団体（グループ応募の場合の構成団体を含む。）又はその団体の代表者が、次のものに該当しないこと。
- ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
- イ 法律行為を行う能力を有しないもの
- ウ 破産者で復権を得ないもの
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けてから3年を経過しないもの
- カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- キ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの
- ク 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるもの
- ケ 国税又は地方税を滞納しているもの
施設の管理をするにあたって必要な資格、免許等を有していること（防火管理者・危険物取扱者（乙種第4類以上））
指定管理者選定委員会の委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対して、本件応募について接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。

10. 募集要項等の配布

(1) 配布期間

公募開始の日から令和5年10月18日（水）まで

土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時35分まで

(2) 配布場所

川西市丸山台3丁目43番地

川西市 美化衛生部 衛生管理課

TEL 072-744-2500

募集要項、仕様書及び申請書等様式は市ホームページからもダウンロードできます。

11. 現地説明会等

(1) 説明会

この要項に基づく応募予定団体を対象に、次のとおり現地説明会（現地見学を含む。）を設けます。

日 時 令和5年10月17日（火）午後2時から1時間程度

集合場所 川西市斎場 待合ホール

申込方法 参加される団体は、現地説明会参加申込書（様式第7号）を市衛生管理課に提出してください。なお、1団体3名までとします。

申込期限 令和5年10月16日（月）午後4時35分まで（厳守）

施設の作業室等、一般利用者が立ち入れない場所への立入りは、説明会の開催日以外はできません。募集要項及び仕様書をホームページからプリントアウトして、持参してください。

(2) 質問事項の受付及び回答

受付期間 令和5年10月18日（水）午後4時35分まで

受付方法 別添の質問票（様式第8号）に質疑の要旨を簡潔に記入し、市衛生管理課に持参又は質問票を送付する旨を電話連絡のうえ、郵送、FAX、電子メールで送付してください。

回答日 令和5年10月20日（金）

回答方法 上記の受付期間終了後、速やかに他の応募予定団体に周知するとともに、ホームページで公表します。ただし、本募集要項、仕様書に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限りません。また、質疑内容が、質問された団体独自の提案にかかるものと本市において判断したものについては、当該団体のみ回答します。

ご注意 電話での質問、回答は行いません。

質疑は出来るだけまとめて提出してください。

12. 応募書類の受付

(1) 受付期間 令和5年10月27日（金）午後4時35分まで。なお、提出期限を過ぎた提出書類は一切受付いたしませんので、ご注意ください。

(2) 提出方法 指定管理者の指定を受けようとするものは、川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年川西市条例第7号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次に掲げる書類を市長に提出しなければなりません。

(3) 提出場所 市衛生管理課

(4) 提出書類

様式等

	提出書類名	主な記載内容
1	指定管理者指定申請書 (様式1)	応募団体の名称、所在地、連絡先等
2	団体概要書(様式2)	応募団体の概要 様式と同内容を具備している任意様式により代替 することができます。 グループ応募の場合は、応募団体及び構成団体ご とに提出してください。
3	事業 計 画 書	(様式3-1)
4		(様式3-2)
5		(様式3-3)
6		(様式3-4)
7		(様式3-5)
8		(様式3-6)
9		(様式3-7)
10		(様式3-8)
11		(様式3-9)
12		(様式3-10)
13	事業 収 支 計 画 書	(様式4-1)
14		(様式4-2)
15	役員名簿(様式5-1)	グループ応募の場合は、構成団体ごとに提出して ください。
16	役員名簿の提出等に係 る同意書(様式5-2)	グループ応募の場合は、構成団体ごとに提出して ください。
17	市税納付状況確認同意 書(様式5-3)	グループ応募の場合は、構成団体ごとに提出して ください。

応募を行う団体に必要な資格を明らかにする書類

応募資格 (番号は、募集要項10ページ 「9 応募の資格」を参照)		書類の内容	
(1)	法人の場合	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書、申請 日前3箇月以内のもの)	
	非法人の場合	団体の規約、役員名簿	
	グループ応募の場合の追 加書類	グループ結成に係る協定書等の写し グループ構成団体名簿	
(2)	欠格事項に該当しない旨 の申立書(様式6)	欠格事項1から9に該当しない旨の申立書	
(3)	国税(法人 税、消費 税)の納税 証明書	納税義務が ある場合	税務署が発行する納税証明書(その3の3) (令和5年4月1日以降発行のものに限る)
		納税義務が ない場合	その旨を記載した申立書(任意様式)

団体の概要に関する書類

	書類の内容
1	直近3事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー 計算書、営業報告書。公益法人の場合は、貸借対照表、収支計算書、財産 目録、事業報告書) なお、法人ではなく上記の資料がない団体は、団体の決算書等、活動状 況が分かる資料(団体の総会資料として使用した資料など)を提出してく ださい。また、新設団体のためこれらに該当する資料がない場合は、その 旨の申立書(任意様式)を提出してください。
2	令和4年度収支予算書又はこれに相当する書類(事業計画書及び収支計画 書)
3	団体の組織に関する事項について記載した書類など、団体の活動内容等の 概要を記載した書類(既存のパンフレット等に記載があれば代用可)
4	定款、約款、規則、寄附行為その他これらに類する書類の写し

(5) 提出部数 A4版(片面印刷)で、正本1部、副本(複写可)10部

(6) 応募にあたっての留意事項

事業収支計画書には消費税を含めて積算してください。

様式3-1から様式4-2は、社名やロゴマーク等の表記の他、入札参加者を特定できる表現はしないこと。

応募内容の変更禁止

- ・ 応募(提出)された書類を変更することは原則としてできません。

虚偽の記載に対する取扱

- ・ 応募(提出)書類に虚偽の記載があった場合又は欠格事項に該当した場合は失格(指定を拒否)とします。この場合の応募者に生じた損害は賠償しません。

応募書類等の取扱い

- ・ 応募書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。
- ・ 応募時に提出された書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市が斎場の管理運営に関し公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、応募書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ・ 応募書類等は川西市情報公開条例に定める公文書になりますので、同条例に基づく情報公開の請求により請求者に対し開示される場合があります。

応募の辞退

- ・ 応募受付後に辞退する場合は、書面(任意)により市に提出してください。

その他

- ・ 応募(提出)書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ・ 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。
- ・ 書類審査又は面接審査前に、書類不備の補完、内容不明点の回答や必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・ 説明会等の定められた機会を通じ、応募者は市が提供した情報、独自に入手した情報のみで応募してください。
- ・ 本業務の応募のために得た情報について、応募者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできません。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に取得できる情報については、その対象ではありません。

13. 選定の方法及び基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、川西市斎場に係る指定管理者選定委員会規則（平成30年川西市規則第44号）に基づき設置した選定委員会において行います。

選定にあたっては、提出いただいた事業計画の内容の妥当性や、実施に要する費用と効果、事業計画に沿って斎場を管理する能力、業務に関する団体独自の提案の内容等を総合的に評価して選考します。

なお、総合評価の判断基準として点数制（あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を選考するもの。）を採用しますが、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 審査の手続き

応募資格の確認

団体からの応募書類等に基づき選定委員会事務局において確認します。

書類審査の実施

応募書類等に基づき選定委員会で審査を実施します。

面接審査の実施

書類審査を踏まえて、選定委員会において面接審査を実施します。面接審査の日時等は別途通知します。（11月2日（木）を予定）

(3) 審査における評価等

審査における評価項目は以下のとおりです。

委員一人当たりの満点を500点とし、各委員の合計点で評価します。採点は以下の基準に従って実施します。

今回の指定管理者制度導入にあたっては、設置の目的に沿って、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応しつつ、市民サービスの向上を図ることを目的としていることから、以下の基準に従って実施した価格点を除く各項目（基本方針、人材、運営管理、財務状況）毎の評価点が6割に満たない団体については、指定候補者として選定しません。

表中（ ）の項目については、必ず具体的な提案を行い、価格の積算では精算対象経費は必ず下記表の額としてください。

各年度精算対象経費

（単位：円）

	R6	R7	R8	R9	R10	5年計
燃料費	13,020,000	13,330,000	13,640,000	13,950,000	14,260,000	68,200,000
光熱水費	6,468,000	6,622,000	6,776,000	6,930,000	7,084,000	33,880,000
修繕料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000

項目	評価事項	配点
基本方針	1. 団体として施設を運営する理念及び基本方針について 斎場の指定管理者として応募した動機 斎場運営にあたっての基本方針 法令遵守に対する考え方及び取り組み 2. 利用者サービスの向上について サービス提供及び苦情等への対応に係る責任体制 サービスの質の確保と向上に対する考え方 個人情報保護に関する考え方及び取り組み 年度毎の事業評価と業務改善に対する考え方	35
人材	3. 人材確保及び育成等について 人材確保、採用計画に対する考え方及び内容 人材育成、研修計画に対する考え方及び内容 4. 従業員の配置及び勤務体制 従業員の要件及び従業員数 勤務体制等 従業員の福利厚生、健康管理等	75
運営 ・ 管理 ()	5. 事業計画及び斎場運営について 事業計画の実効性及び実現可能性 斎場運営における公正・中立性の確保 6. 利用者への対応及び葬祭業者との連携について 利用者に対する施設特有の配慮 利用者に対する施設の利便性の向上 利用者のニーズ把握と管理運営への反映 利用者からの苦情への対応 葬祭業者との連携について 7. 残骨灰の処理方法について 残骨灰の処理方法 残骨灰の処理費用について 8. 事故防止、防犯、防災対策について 事故防止、防犯、防災に対する考え方 事故、災害、緊急時の対応策等 衛生管理についての考え方及び内容 9. 施設の維持管理について 施設維持管理全般に対する考え方及び内容 火葬炉の運転や維持管理に対する考え方 その他施設の維持管理に対する考え方 ごみ減量や省エネルギー等環境に対する配慮	240

財務状況	10. 事業収支計画について 指定期間中安定した管理体制を提供できる財政基盤の有無 各費目及び金額の設定内容 経費削減のための工夫等	50
価格点	11. 最低提案額 / 提案金額 × 100 評価事項7 「残骨灰の処理費用について」で売却益を市へ納入する場合は、売却見込み額(最低納入保証額)を提案金額へ反映し、価格点の評価を行います。	100
合 計		500

(4) 選定結果の通知

選定結果については、1月上旬に書面にて通知する予定です。

なお、指定候補者は、市議会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、その旨を告示します。

また、市ホームページにて選定結果を公表します。

(5) その他

この募集要項に定める条件を満たさないことが判明した場合は、指定候補者の選定の取消しや指定管理者の指定の取消しを行う場合があります。

14. 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

選定委員会によって、決められた指定候補者を斎場の指定管理者とする旨の議案を、令和5年12月議会に提出のうえ、その議決を経て指定の告示を行います。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、指定期間を通しての管理業務に係る基本的事項を定める基本協定を指定後に締結し、指定管理料の額など細目事項を定める年度協定を年度ごとに締結します。

(3) リスク分担の考え方

指定管理者が行う業務については、指定管理者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として指定管理者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。指定期間中の指定管理者と市のリスク分担の基本的考えは別紙2のとおりです。その他の事項等については、市と指定管理者が協議のうえ決定します。

15. その他の留意事項

(1) 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速

やかに市に報告しなければなりません。

指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合は、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合等には、市は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができます。

指定管理者が市の指示に従わないときや指定管理者の財政状況が著しく悪化するなど業務の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができます。

又は により指定管理者の指定を取消され、又は業務の全部もしくは一部が停止された場合、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければなりません。

指定管理者の指定を取消された場合は、次に施設の業務を行う指定管理者又は市が円滑かつ支障なく施設の業務を行うことができるよう、引継等の必要な対応を行うこととします。

(2) 市への協力

市が緊急に施設を利用することが必要な場合等には、指定管理者は、これに協力するものとします。

16. 管理開始までの主なスケジュール

日 程	内 容
公募開始の日から10月18日(水)	募集要項等の配布
10月17日(火)	現地説明会の開催
10月18日(水)	質問票の受付期限
10月20日(金)	質問回答期限
10月27日(金)	応募書類の受付期限
11月2日(木)	選定委員会面接(審査)
11月下旬	候補者の選定(通知)
12月下旬	指定管理者の指定(議決)
令和6年1月中	基本協定・年度協定書締結に向けた準備
2月中	基本協定・年度協定書の締結
4月1日	管理の開始

【問合せ・申込先】

川西市 美化衛生部 衛生管理課

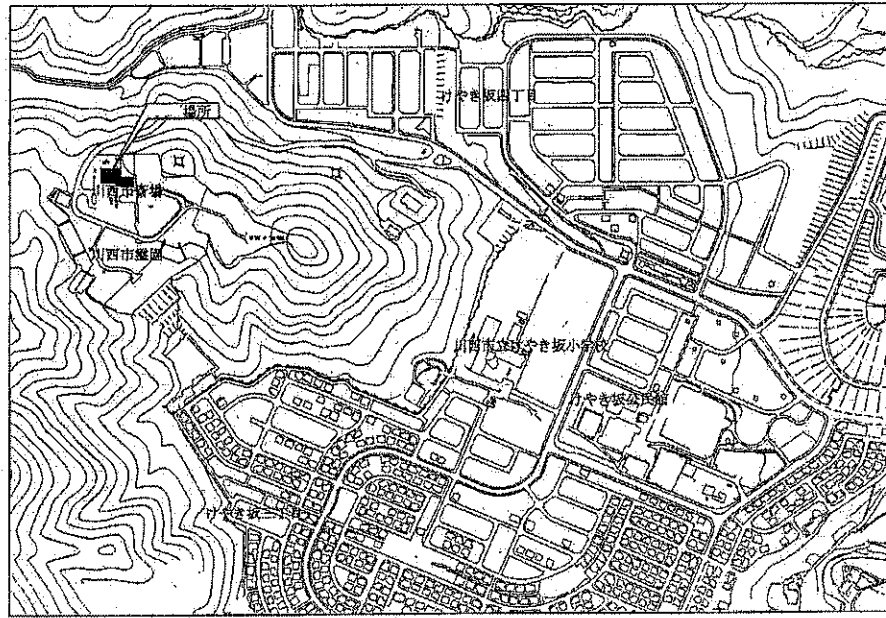
〒666 - 0152 川西市丸山台3丁目4番地

電話 072 - 744 - 2500

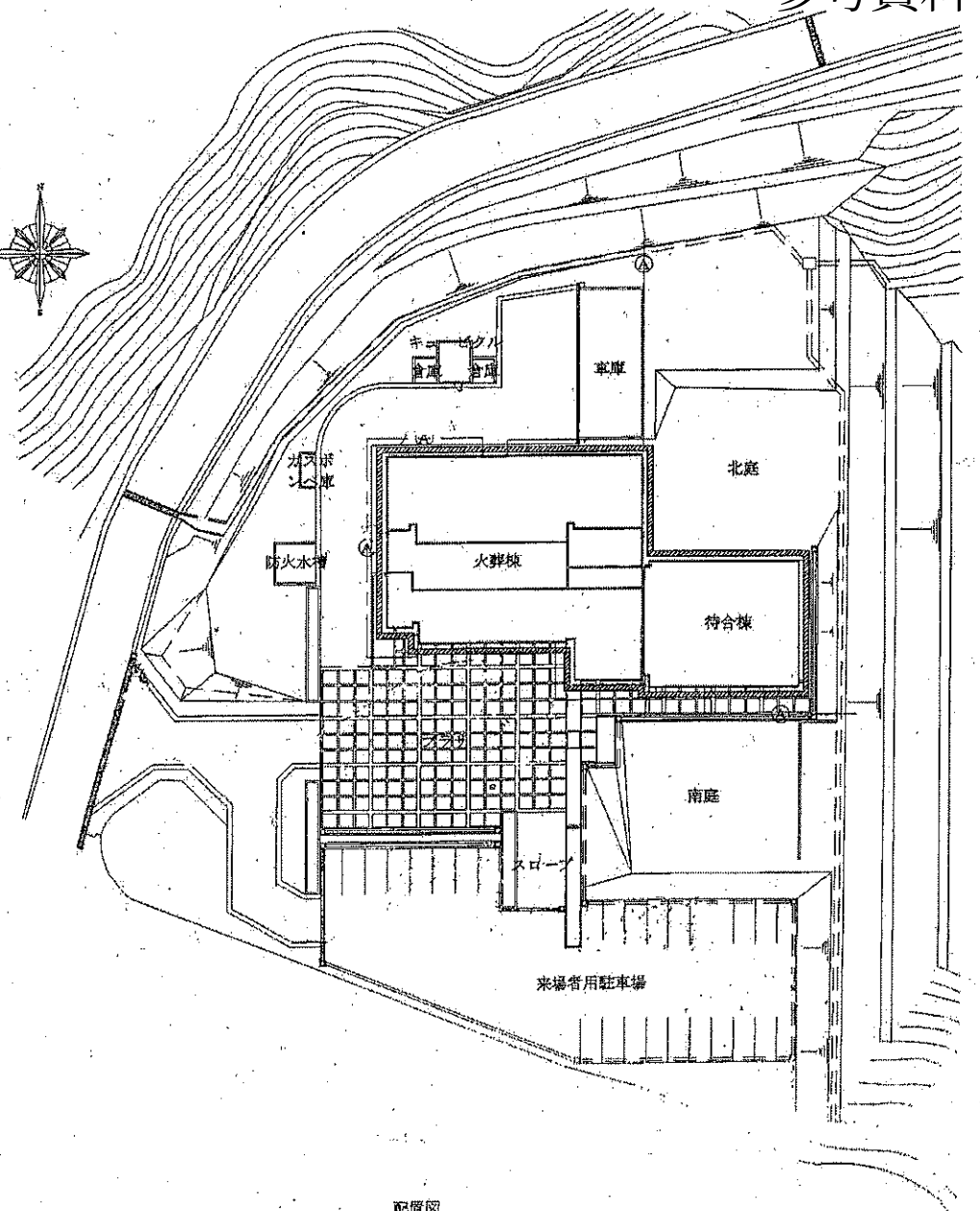
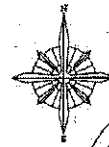
FAX 072 - 744 - 1221

メールアドレス kawa0214@city.kawanishi.lg.jp

川西市斎場付近見取り図



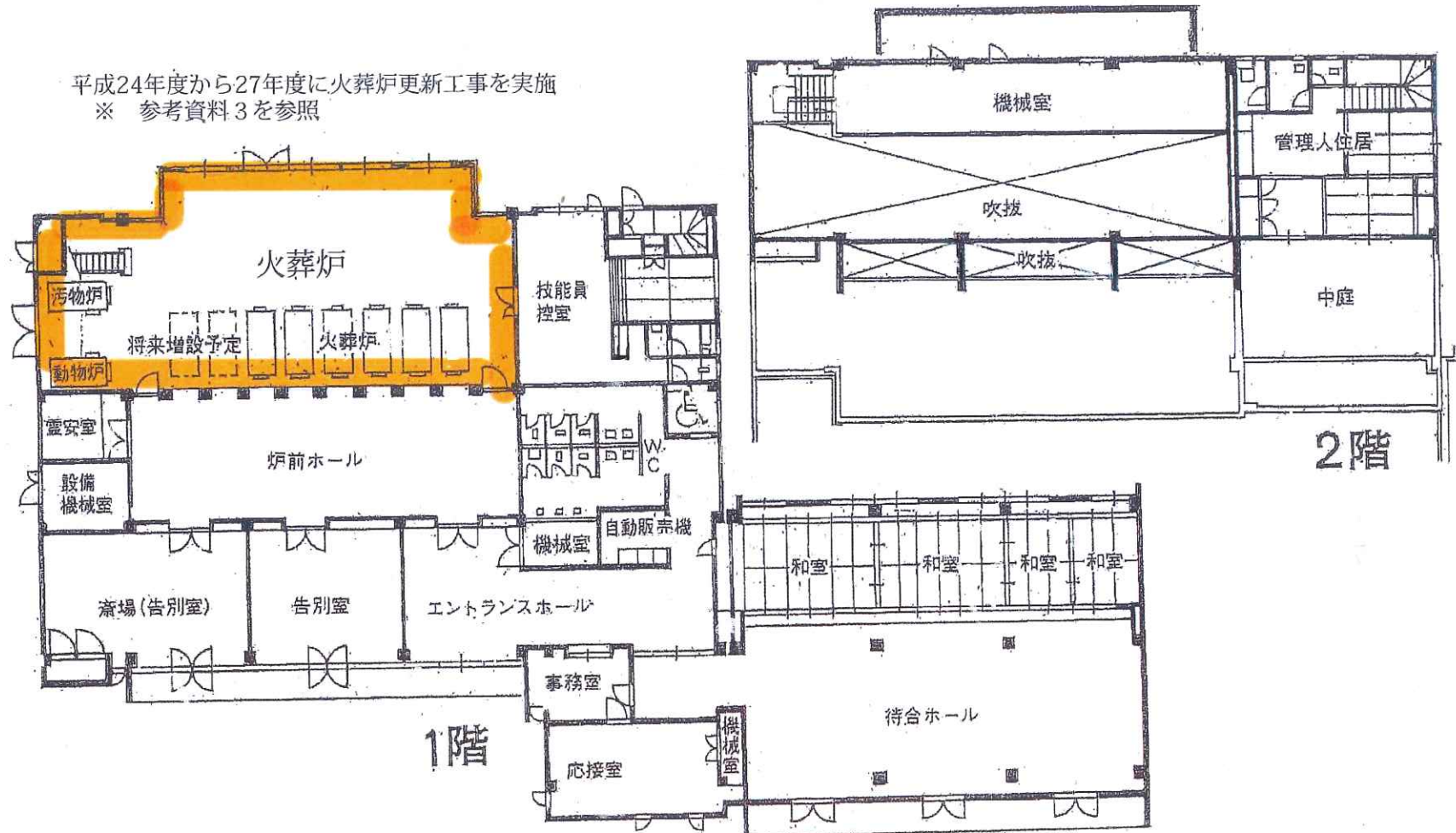
附近見取り図

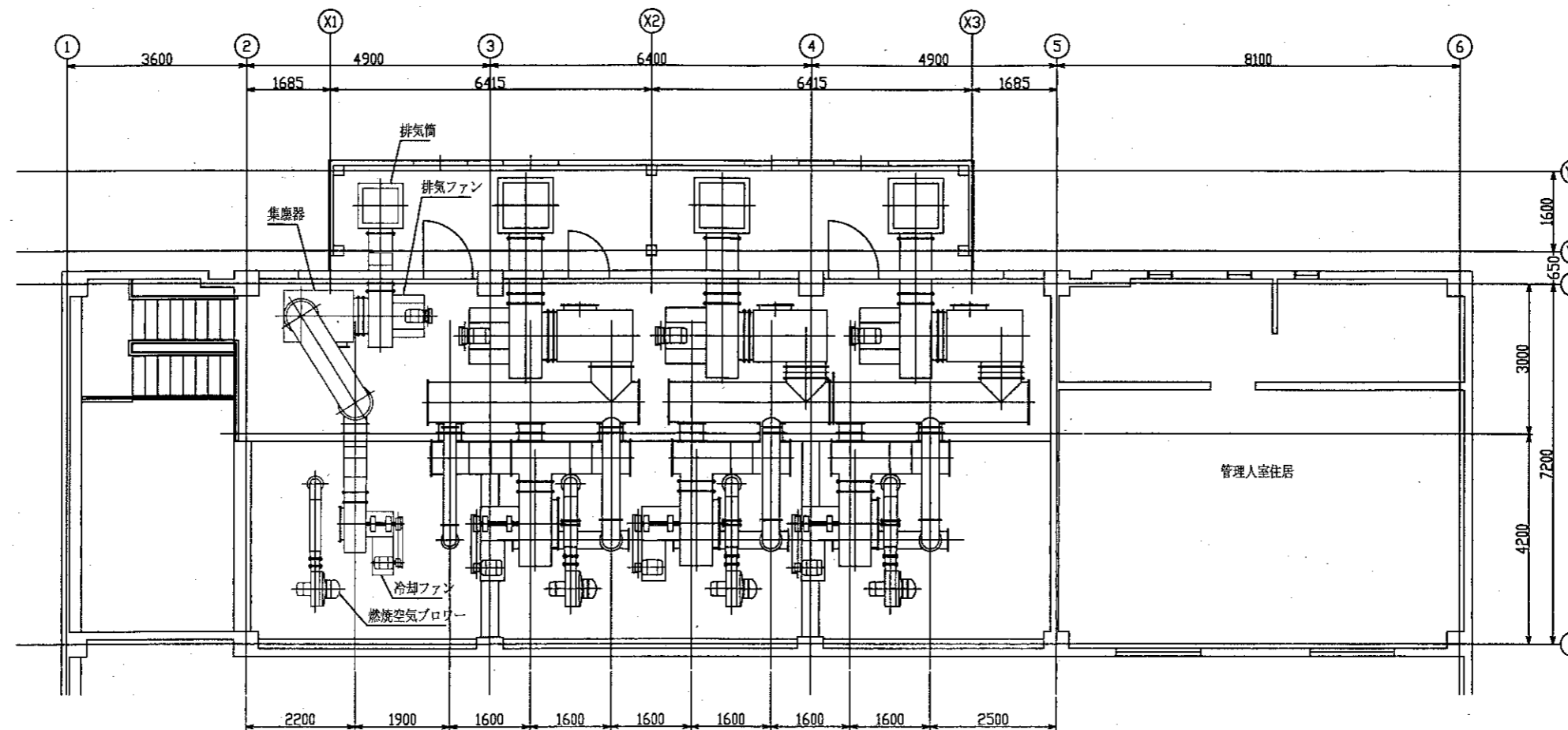


配図

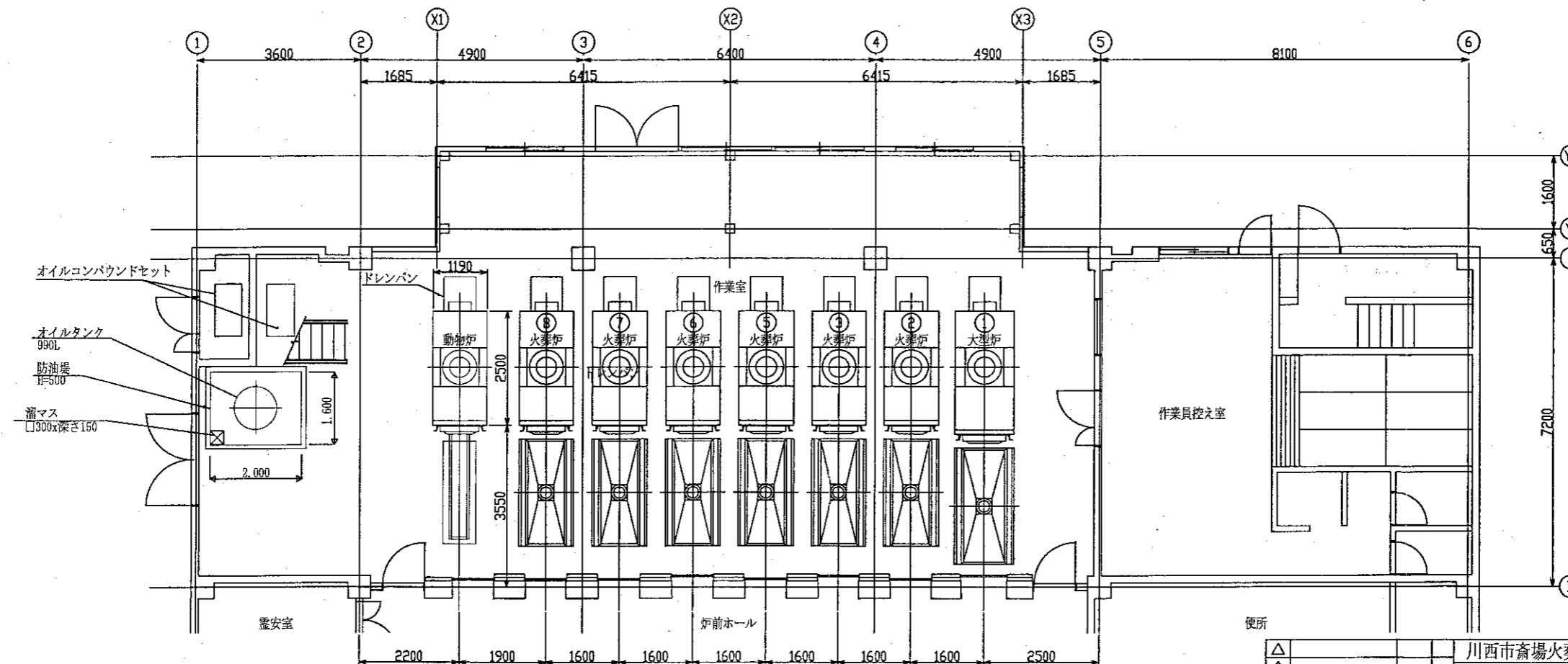
川西市斎場平面図

平成24年度から27年度に火葬炉更新工事を実施
※ 参考資料 3 を参照





2階平面



1階平面

川西市斎場火葬炉更新工事完成平面図 (平成27年度)

△				川西市斎場火葬炉設備更新工事	平面図
△					(4期工事)
△					SCALE DRAWN CHECKED CHECKED APPROVED
△					1/60
△					DATE
△					DWG NO.
△	訂正事項	年月日	担当		

斎場使用状況

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人体（市内）	1,407	1,522	1,561	1,661	1,806
人体（市外）	177	201	205	244	239
胞衣汚物（市内）	291	232	150	113	131
胞衣汚物（市外）	221	195	92	71	45
和室（市内・市外）	12	11	0	0	0
式場（市内のみ）	15	11	0	0	2
動物（有料）	812	716	802	707	624
動物（無料）	610	588	680	630	576

※令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、和室及び式場の利用を制限しています。現在は制限を解除しています。

残骨灰処理量

(単位：k g)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理委託量（人体）	4,505	4,712	4,930